

電力受給契約に係る変更申込書（事業譲渡を含む名義変更・振込口座変更）

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、中国電力株式会社と締結している電力受給契約について、次のとおり変更を申し込みます。

【お申出者】

太枠内に必要事項をご記入ください。

フリガナ				様	印
ご氏名					
現契約者との関係	・本人 ・家族（配偶者・子供・親） ・その他親族 ・他社 ・その他（ ）				
お電話番号	（ ） —				

【変更対象契約（現在のご契約）】※1

フリガナ				様	印
ご契約名義					
ご契約番号	—	—	設備ID※2		
発電設備設置場所					

※1：現在のご契約者さま死亡等の場合、ご捺印は不要です。

※2：固定価格買取制度（買取期間満了後の場合も含む）における事業計画認定の設備IDをご記入ください。

【変更内容】（変更となる項目を○で囲んでください。）

名義等変更	以下の確認事項にご了承いただき、 □にチェックのご記入をお願いします(チェックがない場合お申込みをお受けできません)						
	<input type="checkbox"/> 電気需給契約と電力受給契約が同一場所で、電気需給契約の支払者が「ぐっとずっと。クラブ」会員である場合、中国電力からの購入電力量・購入電力料金のお知らせが「ぐっとずっと。クラブ」サイトにおいて提供されることがあります（詳細は、中国電力の「ぐっとずっと。クラブ」会員規約をご確認ください）。						
	お申出理由	・事業譲渡 ・相続 ・生前贈与 ・離婚 ・その他（ ）					
	フリガナ					様	印
	新名義※3						
	現契約者との関係	・家族（配偶者・子供・親） ・その他親族 ・他企業 ・その他（ ）					
ご連絡先	<input type="checkbox"/> 発電設備設置場所と同一（以下のご連絡先の記入は不要）						
	〒 —						
	TEL：（ ） —			E-mail：			
登録番号 (インボイス)※4	適格請求書発行事業者：該当 ・ 非該当（いずれかに○）						
	T						
登録年月日： 年 月 日							
振込先口座変更	(注) 振込先口座の口座名義は、原則、ご契約名義と同一としていただきます（ただし、企業等の場合を除きます）						
	フリガナ						
	口座名義						
	ご連絡先	<input type="checkbox"/> 発電設備設置場所と同一（以下のご連絡先の記入は不要）					
		〒 —					
		TEL：（ ） —			E-mail：		
金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 労働金庫 信用金庫 農協 信用組合 漁協 店所						
	預金種別	1.普通 2.当座	口座番号 (右づめで記入ください)	店番	口座番号(右づめでご記入ください)		
ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号(右づめでご記入ください)			

※3：固定価格買取制度（買取期間満了後の場合も含む）の場合は、事業計画認定を受けている名義を記入。

※4：消費税法に定める適格請求書発行事業者の登録に基づく付与番号（適格請求書発行事業者に非該当の場合は登録番号の記載不要）。

ご記入いただきました情報につきましては、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全に利用させていただきます。

なお、個人情報のお取り扱いについては、中国電力ホームページをご確認ください。

(中国電力記入欄)

受付日： 年 月 日

販254（解約後10年保存）

課長	副長	担当
----	----	----

(次頁もご確認ください)

お申込みに必要な添付書類

① 振込口座のみのご変更で、変更後の口座名義が現在の口座名義、ご契約名義もしくはお支払者名義と同一の場合

→ 添付書類は不要です。

※変更後の口座名義が現在の口座名義、ご契約名義もしくはお支払者名義と同一ではない場合、以下の、②または③によりお申し出ください。

② 振込口座以外のご変更で、固定価格買取制度（FIT制度）に基づく電力受給契約を締結中の場合

→ 変更事由に応じ、経済産業省による変更認定通知書もしくは審査完了の旨を伝える電子メールの写しをご提出ください。

③ 振込口座以外のご変更で、固定価格買取制度（FIT制度）に基づかない電力受給契約を締結中の場合

→ 変更理由に応じ、以下の添付資料をご提出ください。

なお、以下に該当しない変更理由である場合等、別途添付資料のご提出をお願いすることがあります。

変更理由		添付資料 ^{※1}
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業譲渡 ・ 生前贈与 		①契約当事者双方の印鑑証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続 		①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 （附票を含む。附票がない場合は住民票の除票も可） ②法定相続人全員の戸籍謄本 （①②の代用として法務局より発行された法定相続情報でも可） ③法定相続人全員の印鑑証明書 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ^{※2}
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚 【変更対象契約（現在のご契約）】に、ご記入・ご捺印いただいた場合は②③の提出は不要です		①契約当事者双方の印鑑証明書 ②登記簿謄本（所有権移転登記済） ③公正証書若しくは離婚協議書 ^{※2}
その他	氏名変更 （離婚を除く）	①戸籍謄(抄)本 ②印鑑証明書
	社名変更（会社分割・合併等を含む）	①変更理由を証する書類（履歴事項全部証明書等）
	法人の代表者変更	①履歴事項全部証明書 ②法人の印鑑証明書

※1 全資料について、写しも可（ただし、3か月以内に発行している原本の写しであること）。また、個人番号が記載されていない様式で提出してください。

※2 発電設備（建物の屋根に設置した太陽光発電設備等）は建物附属設備として認められないため、発電設備として譲渡・相続・分与した旨の明示（任意書類）が必要となります。ただし、関係者間で太陽光発電設備の帰属について同意したことを示す書類（任意書類）であれば、上記書類の代替としていただくことが可能です。